

安心をすべての人に届けたい

公式ホームページ
http://sakuraisuguru.jp/



well-being 通信

北本市議会議員
桜井すぐる



well-being (ウェルビーイング) : 幸福、健康で満たされた状態

第38号

視察報告 ひきこもり支援センターほっとプラザ(愛知県東海市) 北本市の不登校・ひきこもり支援の現状

北本市議会健康福祉常任委員会では令和5年10月3日から5日までの3日間、行政視察を行ってまいりました。今回は愛知県東海市の取組:ひきこもり支援センターほっとプラザについて報告します。

- 1日目 岐阜県可児市 高齢者孤立防止事業
- 2日目 岐阜県各務原市 フレイル予防事業
- 3日目 愛知県東海市 ひきこもり支援センター

『ほっとプラザ』とはどんな場所か

名鉄常滑線尾張横須賀駅前の複合施設『まなぶん横須賀』2階にある不登校やひきこもりの方のための常設の施設です。年齢制限はありませんが、利用者のうち半数以上が25歳以下です。社会福祉協議会とNPO法人オレンジの会が共同で運営(市から受託)しています。

開館日時: 火~土曜、9:30~18:15
休館日: 日曜、月曜、祝日

お悩みをお持ちの
本人・ご家族など

東海市
ほっとプラザ



東海市ほっとプラザで行っている事業

相談支援(電話・来所・メール・訪問)

初回面談では、心配なこと、こうなりたいという気持ちを聴きます。お悩みに寄り添った問題解決のお手伝いをします。また、最適な専門機関、支援団体を紹介します。

居場所支援

色々なゲームや運動の道具が用意されており、静養室もあります。利用者の意見によりたこ焼きパーティーなどのイベントをやることもあります。参加が強制されることなく、自由に過ごせます。

学習・生活支援

週3回(火・木・土)各2時間、大学生スタッフが勉強を教えたり、一緒に遊んだり、相談に乗ってくれたりします。週1回は子ども食堂もやっています。

家族支援(親の会)

専門職に相談したり、親同士で悩みを話し合ったり、情報交換をしたりしています。

就労準備支援

職場に必要なスキルを身に付けるための様々なプログラムが用意されており、参加できます。

ほっとプラザの優れた点

- 👉 常設なので利用したい時に利用できる。
- 👉 様々な支援が受けられるし、何もせず静かに一人の時間を過ごすこともできる。
- 👉 専門職による相談が受けられる。
- 👉 同じ建物内には図書館や適応指導教室(不登校児向けの支援施設)があり、不登校児にもなじみの場所である。また、駅前にあり行きやすい。
- 👉 受託事業者は、市外で就労継続支援B型事業所などを運営しており、一般就労を目指すこともできる。

年間の利用者数は?

令和4年度の利用者数(実人数)は88人、来所延べ人数は2,436人、1日の平均利用人数は10.07人です。

年間の運営費は?

令和5年度当初予算で約3,300万円ですが、半分以上を国からの補助金で賄っています。



ひきこもり地域支援センター

ひきこもりに特化した専門的な相談窓口として、都道府県と指定都市に設置が進められてきました。令和4年度からは市町村でも設置できるようになりました。相談支援、居場所づくり、地域のネットワークづくり、当事者会・家族会の開催、住民への普及啓発等を総合的に実施しています。

文部科学省が相次いで打ち出す不登校児童生徒への支援策

平成28年度に教育機会確保法を制定

不登校児童生徒数が高水準で推移していたことから、国では、不登校児童生徒への支援に関する現状と課題を検証し、改善方策について検討するため、平成27年1月に不登校に関する調査研究協力者会議を設置。平成28年7月の最終報告を受け、**平成28年12月に教育機会確保法が制定**されました。

この法律は、不登校児童生徒等に対する教育機会を確保するため、国や地方自治体に対し次のような措置を求めるもので、特に学校以外の場での学びを積極的に認める画期的な法律です。

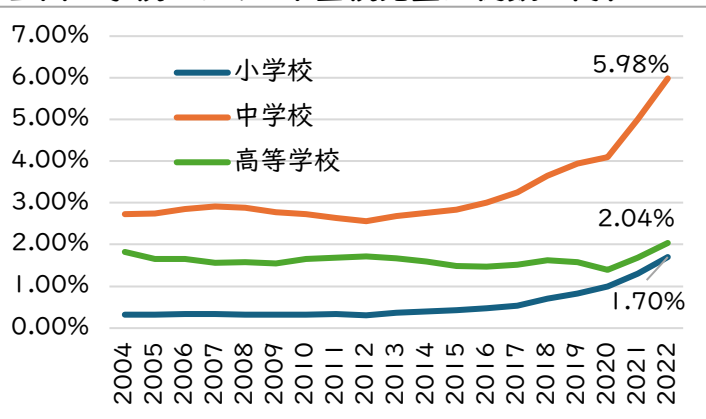
- 不登校特例校及び教育支援センターの整備
- 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、心身の状況等の継続的な把握
- 学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援

令和になって不登校児童生徒数は急激に増加

教育機会確保法が制定された後、不登校児童生徒数は増加傾向になりました。そして、令和に入り、新型コロナウイルスの感染が拡大すると、爆発的に増加しました。令和4年度は小学校で59人に1人、中学校で17人に1人が不登校という状況になっています。

なお、**北本市の小・中学校における不登校児童生徒数**は、全国平均と比較するとやや少なくなっていますが、特に小学校において急増しています。

全国の学校における不登校児童生徒数の割合



北本市小・中学校の不登校児童生徒数

(単位 人・%)

区分		H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
小学校	人数	12	18	26	18	16	20	35
	割合	0.4	0.6	0.9	0.6	0.6	0.8	1.3
中学校	人数	65	73	65	52	44	53	72
	割合	3.6	4.3	4.0	3.3	2.9	3.5	4.9

不登校の定義

文部科学省による不登校に関する調査では、年度間に30日以上欠席した児童生徒を対象としています。令和元年度までは「連続又は断続的に」という要件がありましたが、令和2年度以降は指導要録上の欠席日数と出席停止・忌引き等の日数の合計としています。

令和5年3月に『COCOLOプラン』を発表

不登校児童生徒の急増を受け、文部科学省では令和5年3月31日に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」を発表しました。このプランでは3つの「目指す姿」と「実効性を高める取組」が示されました。

COCOLOプランが目指す姿

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えます。
2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援します。
3. 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にします。



詳しい内容は
こちらから
↓↓↓



令和5年10月『緊急対策パッケージ』を通知

COCOLOプランの発表からわずか半年。安心して学ぶことができる「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の**緊急強化が必要**として、文部科学省は令和5年10月17日に『**不登校・いじめ 緊急対策パッケージ**』を発表、都道府県・市町村に取組を求めました。この中で、不登校緊急対策としては次のようなことが求められています。

①不登校の児童生徒全ての学びの場の確保

- ・校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム等)の設置促進
- ・教育支援センターのICT環境整備
- ・アウトリーチ機能等の教育支援センターの総合的拠点機能の強化

②心の小さなSOSの早期発見

- ・アプリ等による「心の健康観察」の推進
- ・1人1台端末によるSOS相談窓口の集約と周知
- ・より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実

国の危機感を市はきちんと受け止めているか？

不登校支援強化には教員の負担軽減が不可欠

以上のように、国では危機感を持って不登校児童生徒への支援策を次々と打ち出していますが、市としてこれをきちんと受け止め、実効性のある取組が実施できているのでしょうか？令和5年12月定例会の一般質問において、現状や今後の取組について確認しました(右ページ上)。

なお、学校現場で不登校支援を強化するためには、教員の負担軽減=働き方改革が不可欠です。令和6年度当初予算において、市が危機感を持って対応しようとしているか、確認したいと思います。

桜井すぐるの一般質問(令和5年12月定例会)

不登校の現状の分析について

- Q. 本市における不登校児童生徒数と不登校の要因は。
- A. 小学校が35名、中学校が72名。要因は無気力・不安が7割近く、親子の関わり方、生活リズムの乱れ、学業不振など複数の要因がある。
- Q. 不登校の子がどのような日常生活を送っているか把握しているか。
- A. 市内3中学に設置している学習支援室(ほっとルーム)や教育センターにある適応指導教室(ステップ学級)に通ったり、自宅でタブレット端末を使用したオンライン学習を受けたりしている。家庭訪問や面談により、今の気持ちや今後どうしていきたいかを確認し、登校したり学習しやすい場所や方法を見つけたりして、組織的に相談体制を整え、対応している。
- Q. 不登校の原因は、基本的に子どもや家庭の側に問題があるという認識か。保護者からお話を聞くと、学校における不適切な言動・指導や周囲の児童の影響がきっかけとなっている場合が多いと感じているが、どのように受け止めているか。
- A. 不登校の原因は多岐に渡り、一概には言えない。主たる原因やそれに付随した原因を、本人、保護者、周囲の子どもから聞き取り、組織的に改善に向けた対応をしている。今後は児童生徒が抱える悩みや不安を、よりタイムリーに学校や教育委員会に伝えることができるよう、文部科学省が提唱している1人1台端末を活用した健康観察や教育相談システム等の導入についても検討する。
- Q. 多岐に渡る原因の中には、教員の指導、関わり方によって不登校になる事例もあり、学校や教員が改めなければいけないこともあるのではないか。

桜井すぐるの一般質問の録画配信 →



- A. 教師との関わりで学校に来にくくなった事例もあるが、欠席が年間30日を超えていないため統計には反映されていない。しかし、不適切な指導につながる火種はたくさんあるので、心の底から子どもたちと向き合えるように、成長を願えるように、肝に銘じて指導に当たりたい。

学校内外の多様な学びの確保について

- Q. 教育機会確保法は、学校外での学びを積極的に認める画期的な法律だが、学校では相変わらず不登校の子を学校に戻すことがゴールだと考えていないか。きちんと周知されているか。
- A. 市教育相談推進委員会で取り上げ、研修を行っている。各校の教育相談主任、さわやか相談員、教育センター職員が出席し、校内研修会により学校全体で共有している。また児童生徒健全育成連絡協議会でも研修を実施し、校内での周知を図るよう指導している。
- Q. 学校外の学びで出席扱いとされたケースはあるか。
- A. 令和4年度の実績では、教育センター(適応指導教室)利用で11名、フリースクール2名、病院等1名、ICTの活用で1名を出席扱いとした。

情報の提供について

- Q. 不登校の児童生徒に相談窓口、親の会、学校以外で活動できる場所、進学に関する情報などが、適切に提供されているか。特に高校進学に当たっての情報提供の時期が遅いという声が届いているが、いかがか。
- A. 年度当初など学校から児童生徒や保護者に対し、適宜提供している。『困りごと支援相談ガイドブック』でも教育相談についての窓口を掲載し、周知している。高校進学について、県では7月に高校入試説明会を開催しているので、いち早く学校に情報を周知し、生徒や保護者に対し、適切な時期に確実な情報共有を行うことを徹底するよう指導する。

不適切な指導をなくすために「懲戒処分基準」を定めることを要望

全国的に子どもの自殺者が増加

不適切指導にも懲戒処分基準が必要

全国的に子どもの自殺が急増していることから、緊急対策パッケージでは、自殺の実態把握や、体罰に対する厳正な懲戒処分を行うことを求めています。さらに、体罰に至らない『不適切指導』についても懲戒処分基準を定めることが望ましいとしています。令和5年12月定例会の一般質問において、本市でも懲戒処分基準を定めることを要望しました。

もし右の例しあるような不適切な指導を受けた場合には、子どもの権利相談窓口『とまちゃんち』に相談してください。学校や教育委員会から独立した第三者機関で、安心してご相談いただけます。

子どもの権利相談・とまちゃんち

0120-087-456(子ども専用フリーダイヤル)
月～金 10:30～18:00(祝日・年末年始除く)
相談窓口は、市役所2階です。

不適切な指導の例 『生徒指導提要』より

- 大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
- 児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
- 組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
- 殊更に児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。
- 児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
- 他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要な以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。
- 指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。

- ・体罰のみならず、教員による児童生徒に対する暴言等の不適切な発言も許されない。
- ・不適切な言動や指導に対して、引き続き、厳正な対応をとる必要がある。『緊急対策パッケージ』より

北本市における不登校の子どもやひきこもりの方への支援策

北本市の学校における取組

☆ さわやか相談室(さわやか相談員)

4つの中学校には『さわやか相談室』が設置されており、相談員に相談することができます。校区内の小学生とその保護者も利用可能です。平日・10時～16時。

☆ 学習支援室(ほっとルーム)

学校に登校できるものの、教室で学習することに苦手意識のある生徒が学べるお部屋です(北本中・東中・宮内中に設置)。指導経験の豊富な元教員が個別学習支援を行い、教室への段階的な復帰を目指します。

☆ 適応指導教室・教育相談室

市教育センター(旧・栄小学校)に設置されており、在籍している学校へ通うことに抵抗感のある児童生徒に対して、学習・相談支援を行っています。

☆ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

スクールカウンセラー(SC)を小学校2名、中学校3名の計5名(うち4名は県が配置)、スクールソーシャルワーカー(SSW)を市教委に2名配置しています。

いずれも専門職で、SCは教職員や保護者への指導・助言や子ども本人へのカウンセリングを、SSWは家庭・学校・市教委・外部機関などと連携した支援(環境づくりなど)を行っています。

北本市におけるひきこもりの方への支援策

令和5年6月から『参加支援事業』を開始

内閣府の調査では、ひきこもりの方は15歳～39歳までの年齢層で人口の2.02%、40歳～64歳の年齢層で人口の2.05%おり、全国で約146万人と推計されています。北本市でも同じ割合なら、約1300人にもなります。

北本市では、令和5年6月から重層的支援体制整備事業の**参加支援事業**を始めました。これは、ひきこもりの方を訪問したり、参加支援(社会とのつながりを作るための支援)を提供するもので、NPO法人北本福祉の会かがやきの郷に委託をしています。これまで、『不登校・引きこもり親の会』を3回開催したほか、ひきこもりの方7名について相談を受け、そのうち5名について訪問に向けた調整を行っています。

また市では、ひきこもりの相談も含めた福祉に関する総合的な相談窓口として『福祉総合相談窓口』を開設しています。相談は無料です。家族のひきこもりでお悩みの場合、まずは福祉総合相談窓口にご相談ください。

ウェルビーイング通信は、通常はA4版で、年8回ほど発行・配布しておりますが、今回はお伝えしたい内容が多かったため、A3版で作成しました。

私の通信をはじめて目にする方もいらっしゃると思いますが、これまで発行した通信のほか、通信では書き切れないことをホームページで公開していますので、ご覧いただければ幸いです。日々の活動は、X(旧・Twitter)やLINE(オープンチャット)でも発信していますので、あわせてご覧ください。



学校以外の子どもの居場所

学校に通えない子どもや保護者が、安心して過ごしたり、相談したりできる場所の提供は、現状では個人の取組が中心になっています。市内には次のような居場所があります。

Kodomoサードプレイスbeing(ビーいんぐ)

学校へ様々な事情で行けずにお休み中の学生さんと保護者様のための居場所
隔週月曜日 15時～18時
よっちゃん家(中丸2丁目)又は中丸公民館
参加費無料、入退室自由



X(旧Twitter)
@being202211

なかにわスウク〜ルウ

学校じゃない平日の子どもの居場所
第2・4木曜日 10時～14時半
北本団地商店街「中庭」
軽食付き700円・軽食なし500円
大人の付き添いも可



Instagram
nakaniwa_school



北本市立児童館(市役所のとなり)

9時～18時(受付17時半まで)
小学2年生までは保護者の付き添いが必要。入館には「入館証」が必要です。保護者の方が「児童館利用にあたっての登録用紙」を書いて、お子様に持たせてください。不登校の子ども安心して利用できます。

ひきこもりのご相談は
福祉総合相談窓口へ
市役所1階 共生福祉課
電話 048-594-5517
平日9:00～17:00(土日祝除く)

発行者：桜井すぐる後援会(代表：桜井卓)
住所：〒364-0034 北本市高尾1-166-6

元埼玉県職員。50歳。会派：緑風会 所属。
令和元年5月～北本市議会議員(現在2期目)
健康福祉常任委員会、埼玉中部環境保全組合、
新たなごみ処理施設等建設検討委員会委員

お困りごと、お気軽にご相談ください
090-9389-3572(桜井携帯)
sakuraisuguru.kitamoto@gmail.com